

チャイルドシート
貸し出します

有田川町では、子育てを支援するために、チャイルドシートまたはジュニアシートを無料で貸し出します。在庫に限りがありますので、在庫がある時のみに限られます。

●対象者／6歳未満の児童を養育し、有田川町に住所を有する保護者

●注意事項／返却時には、次に借りられる方が気持ち良く使用できるように、クリーニングなど清掃をし、今後の使用および衛生上問題のない状態にしてください。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

第3子以降出産祝い金

有田川町では子育ての支援と町への定住促進を図るために、第3子以降の子を出産したことに對して出産祝い金を支給しています。

●対象者

この制度は次の要件を満たしている方（母親）が対象になります。

①第3子の出産前および出産後それぞれ1年以上の間、有田川町に住民票があり、実際に居住しており、今後も定住する意思があること。

②基準日（第3子出生日の1年後）に3人以上の子を養育していること

（第1子および第2子が実子ではなく、夫の連れ子などである場合は養子縁組をしていることが要件）。

※対象と思われる方に対し、案内を送付します。

●支給額／25万円

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

手当を受けるためには、必要書類を添えて申請が必要です。

●支給額

・全部支給／4万2,330円

・一部支給／9,990円

～4万2,320円

・2人目／5,000円

・3人目以降、1人につき

3,000円を加算

※全部支給額・一部支給額について、

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、平成28年度から変更となりました。

●次の場合は手当を受けることができません

①児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。

②児童を里親に委託、または児童福祉施設などに入所しているとき。

③父（母）が婚姻しているとき（婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む）。

④請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき（父（母）障害該当の場合を除く）。

⑤児童が、障害を有する父（母）に支給されている公的年金の加算対象になっているとき。ただし、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害にあることで児童扶養手当を受給されている場合は、配偶者の障害基礎年金の加算との受給変更が可能です。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

福祉

平成28年度有田川町

福祉タクシー利用料金助成

有田川町では町内在住の重度障害者の方々に對し、社会参加と福祉向上を図ることを目的とし「タクシー利用料金助成制度」を設けています。助成は福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付することで、タクシーの基本料金相当額を助成します。

●対象者

有田川町の住民基本台帳に登録があり、次のいずれかの手帳をお持ちの方

①身体障害者手帳1級・2級

②療育手帳 A1・A2

③精神障害者福祉手帳1級

※場合によっては助成の対象とならないことがあるのでご注意ください。

●交付枚数／年間24枚

●利用できるタクシー会社

有田交通・有鉄観光タクシー・末広タクシー（株）・わかばの郷・つばめ介護タクシー・まごころランド・介護タクシー太陽・南交通株式会社・中紀河南タクシー株式会社

●利用できる期間／平成28年4月1日～平成29年3月31日

●申請に必要な物／対象となる障害者手帳・印鑑

●申請受付窓口／金屋庁舎やすらぎ福祉課・吉備庁舎住民課・清水行政局住民福祉室

問金屋庁舎やすらぎ福祉課